

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症はいまだ世界的に蔓延し、我が国においても、首都圏等で緊急事態宣言が発出されるなど収束の目途が立たない状況である。

市内でも感染者が発生し、市民生活においてもかつて経験したことのない大きな影響が多岐にわたり生じ、地域経済の停滞により多くの事業者は依然、厳しい経営を余儀なくされている。

また、ワクチン接種についても大きな関心を集め、情報が不足していることで不安を招いているところである。

先の見えないコロナ禍が続く中で、市民の生命と健康、地域経済を守り、平穏な市民生活を取り戻すために、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

1. ワクチン確保及び接種、医療・福祉支援対策

(1) ワクチン接種を早期に実施すること。

また、ワクチンの接種が円滑に進められるよう確実なワクチン確保と具体的、詳細な情報を速やかに提供すること。

(2) 医療崩壊につながらないよう地域医療体制を人的・財政的に支援すること。

(3) 福祉施設で感染症対策として必要な用品が品薄となり、価格が高騰していることから、購入費用の財政支援の拡充と、安定的な調達が図られるよう販売業者などに要請すること。

(4) 福祉施設におけるクラスター防止のために、職員のPCR検査に対する財政支援を拡充すること。

(5) 福祉施設において感染症対策のため人材が不足していることから、業務の効率化などに資する費用について財政支援を拡充すること。

- (6) 医療・福祉施設の職員は感染する可能性が高く、その家族にも波及する可能性があるので、職員が新型コロナウイルス感染症の罹患者や濃厚接触者と接触した場合に宿泊する施設等を準備すること。
- (7) 福祉施設に対するわかりやすい感染症対応等のマニュアルの整備や、施設独自でマニュアル作成する際の専門家からの指導・助言を支援するとともに、感染予防や感染者が発生した場合の対応について、先進的な事例も含め施設への情報提供に努めること。
- (8) 医療・福祉施設に勤務する職員への慰労金について、令和3年度も実施すること。

2. 経営、生活支援対策

- (1) 飲食業者はもとより、飲食業者への商品納入業者や生産者などに対して、緊急事態宣言発令の有無にかかわらず、一定の協力金を支給すること。
- (2) 休業や時間短縮営業等の規制に当たっては、減収となる事業者への充分な補償をセットで行うこと。
- (3) 失業者や雇用時間の短縮等により所得が減少した従業員に対する支援を行うこと。
- (4) 金融機関からの借入金の償還について、支援制度の見直し及び拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年2月22日

岩手県一関市議会

衆議院議長様

参議院議長様
内閣総理大臣様
財務大臣様
厚生労働大臣様
農林水産大臣様
国土交通大臣様
経済産業大臣様
行政改革担当大臣様
経済再生担当大臣様

共に支え合うことにより、新型コロナウイルス感染症の克服を目指す決議

全国では、新型コロナウイルス感染症の新規感染者の発生が高い水準で続いている中、感染の収束が見込めない状況にある中、新型コロナウイルス感染症に対する不安や恐れから、感染された方やその家族、学校や勤務先、医療・介護従事者などに対し、心ない誹謗中傷をする事例などが発生していることは憂慮すべきことです。

その中にあって、一関市民は、感染拡大の防止に細心の注意を払いながら、社会経済活動の両立に向けて取り組んでいます。

また、コロナ禍を契機として、一関市民が市民憲章にうたい永年培ってきた「思いやり」と「協力」の心を失うことは避けなければなりません。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性のある感染症です。

今、私たちが行うべきことは、感染防止策の徹底であって感染者などを誹謗中傷することではありません。

保健所、医療・福祉従事者を初め、社会生活を支えている多くの方々が困難な状況の中で懸命に頑張っています。今こそ、私たち一人ひとりが、共に支え合いこの難局を克服することが何よりも大切なことです。

よって、一関市議会は、以下のとおり決議します。

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染者、濃厚接触者や家族などに対する不当な差別、偏見、誹謗中傷やこれらを誘発する言動は絶対に行わないこと。
- 2 市民みんなで、こまめな手洗い、手指消毒、マスクの着用、三つの密を避けるなど「新しい生活様式」を徹底し、感染拡大防止に努めること。
- 3 医療・介護・福祉など、日々感染のリスクと向き合いながら仕事に従事される方々やその家族に敬意を払い、感謝の気持ちを忘れないこと。
- 4 市民一人ひとりが新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解を持ち、互いに支え合い、励まし合えるよう行動すること。

令和3年2月22日

岩手県一関市議会

別紙

一関市議会委員会条例の一部を改正する条例

一関市議会委員会条例（平成17年一関市条例第215号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 委員 <u>8人</u> 商工労働部の所管に関する事項 農林部の所管に関する事項</p> <p>農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 建設常任委員会 委員 <u>7人</u> <u>建設部の所管に関する事項</u> <u>上下水道部の所管に関する事項</u></p> <p>(4) 教育民生常任委員会 委員 <u>8人</u> 市民環境部の所管に関する事項 保健福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項</p> <p>(5) 議会運営委員会 委員 <u>15人</u>以内</p>	<p>(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管並びに議会運営委員会の委員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 委員 <u>9人</u> 商工労働部の所管に関する事項 農林部の所管に関する事項 <u>建設部の所管に関する事項</u> <u>上下水道部の所管に関する事項</u> 農業委員会の所管に関する事項</p> <p>(3) 教育民生常任委員会 委員 <u>9人</u> 市民環境部の所管に関する事項 保健福祉部の所管に関する事項 福祉事務所の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項 <u>藤沢病院の所管に関する事項</u></p> <p>(4) 議会運営委員会 委員 <u>12人</u>以内</p>

2	(記録) 第29条 [略] 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名 <u>又は押印</u> については、法第123条第3項の規定を準用する。 3 [略]	(記録) 第29条 [略] 2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。この場合における同項の署名_____については、法第123条第3項の規定を準用する。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。		

附 則

この条例は、令和3年10月9日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、令和3年4月1日から施行する。

別紙

一関市議会会議規則の一部を改正する規則

一関市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）</u>を記載し、請願者が押印しなければならない。</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日<u>及び</u>請願者の住所<u>を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなけ</u></p>

2 請願_____を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印_____しなければならない。

3 [略]

4 [略]

ればならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印_____をしなければならない。

4 [略]

5 [略]

備考 改正部分は、下線部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。